

あま市地域生活支援事業『移動支援について』

あま市福祉部障がい福祉課生活支援係

1. 事業の目的・概要

屋外での外出が困難な障がい者（児）にヘルパー等を派遣し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行います。ただし、原則として1日の範囲内で用務を終えるものとします。

2. 対象者

原則として市内に住所のある在宅の障がい者（児）、または、市の支給決定を受けて施設等を利用している障がい者（児）に該当し、かつ障がいによって単独での移動が困難な方が対象となります。

実施方法	障がい種別	対象者の要件
個別支援 または グループ支援	身体障がい者（児）	身体障害者手帳を所持している者
	知的障がい者（児）	療育手帳を所持している者
	精神障がい者（児）	精神障害者保健福祉手帳を所持している者
	その他障がい者（児）	難病等患者、自立支援医療（精神通院）を受給している者

3. 種類および対象となる事業内容

- ①個別支援型・・・個別の支援が必要な障がい者等の外出について、ヘルパーを派遣する場合
- ②グループ支援型・・・複数の障がい者等からなるグループの外出に対し、ヘルパーを派遣する場合

【対象となる外出範囲の例】

事 由	外 出 内 容
社会生活上外出が必要不可欠と認められるもの	① 金融機関での金銭の出し入れ等の外出 ② 日常生活上必要な買い物 ③ 自治会や子供会の行事、学校行事への参加に伴う外出 ④ 通勤・通学の経路や手段の確認のための外出 ⑤ 冠婚葬祭への出席、墓参り、お見舞い ⑥ その他上記に準ずる外出 ※原則として、公的機関の手続きや通院は居宅介護（通院等介助）や介護保険制度を利用できる場合にはその利用を優先してください。
余暇活動等社会参加のための外出	① 図書館、美術館、映画館、遊園地等の余暇文化活動 ② 理美容、散歩等への付き添い ③ その他上記に準ずる外出

【対象とならない外出範囲の例】

事 由	外 出 内 容
経済的活動に係る外出	通勤、営業活動、宣伝活動、外貨・株式等の購入を目的とした外出
社会通念上適当ではない外出	公的サービスを利用するのにふさわしくない場所への外出 (パチンコ店・麻雀店・競輪場等への付き添い) 政治活動や宗教活動としての布教活動及び勧誘等に係る外出
通年かつ長期にわたる外出 (通年とは1年を通じて定期的なものであり、長期とは概ね3か月を超えるものとする)	通学、通所、通園、児童クラブ・学童保育クラブへの送迎 習い事の送迎 ※通学については原則認めていませんが、主たる介護者がやむを得ない事情等により介護ができず、代替りの介護者も難しい場合に認めることがあります。
合理性を著しく欠く外出	近隣で済む用件を遠隔地で行う等

4. 支給決定時に受給者証に記載されている身体介護を伴う・伴わないの判断基準について

移動支援における「身体介護を伴う場合」とは、移動支援を行う際に実際の身体介護を行ったか否かではなく、サービス提供の時間内で食事または排せつが想定され、食事または排せつに介護者の支援が必要とする場合であって、移動支援のサービス提供時にも当然に身体介護サービスを提供することが想定されるかどうかによって判断するものとします。

<身体介護を伴う場合の判断基準>

○障がい者【行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた者を除く】

国が定める「通院介助（身体介護を伴う）」の対象者の判断基準による

以下のいずれにも該当する障害者

(1) 障害支援区分が区分2以上の者

(2) 障害支援区分の認定調査項目において①～⑤のいずれか一つ以上に認定されている者

①1-8「歩行」：「全面的な支援が必要」

②1-4「移乗」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

③1-9「移動」：「見守り等の支援」、「部分的な支援」、「全面的な支援」が必要

④2-4「排尿」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」

⑤2-5「排便」：「部分的な支援が必要」、「全面的な支援が必要」、

○障がい児【行動援護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援の支給決定をされた児童を除く】

・障がいのある児童の調査項目（5領域11項目）の調査を行ったうえで、障がい者の判断基準に準ずる

5. 移動支援における２人体制について

移動支援は、原則、外出支援の際にガイドヘルパーがマンツーマンで利用者を支援することとして認めていますが、障がいのある人の身体的理由等により、常に２人体制での介助が必要な場合が想定されます。その上で、必要と認められる場合については対象として認める場合があります。

２人体制を認める場合は、次のいずれかの要件を満たすものとします。

- ① 障がい者（児）の身体的理由（体重過多等）により１人の介護従事者による介護が困難と認められる場合。
- ② 障がい者（児）に暴力的行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。
- ③ 障がい者（児）の状況から判断して、上記①、②に準ずると認められる場合。

※２人介護で支給決定した場合は、支給決定基準時間を２倍にした時間を算定します。

（平成１８年厚生労働省告示第５４６号を準用する）

6. 利用者負担

世帯の収入状況	利用者負担額
生活保護受給者世帯	０円
市町村民税非課税者世帯	
市町村民税課税者世帯	事業費の１割

※世帯の範囲は、１８歳以上の障がい者は、本人及び配偶者、１８歳未満の障がい児は保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

7. 事業費単価

区分	時間	事業費単価（１人１回当たり）
身体介護を伴う	０．５時間以下	２，３００円
	０．５時間を超え１時間以下	４，０００円
	１時間を超え１．５時間以下	５，８００円
	１．５時間を超える	５，８００円に１．５時間から計算して０．５時間増すごとに８２０円を加えて得た額
身体介護を伴わない	０．５時間以下	８００円
	０．５時間を超え１時間以下	１，５００円
	１時間を超え１．５時間以下	２，２５０円
	１．５時間を超える	２，２５０円に１．５時間から計算して０．５時間増すごとに７５０円を加えて得た額
グループ支援型		個別支援型の単価÷グループ員数×（１＋グループ員数×０．１）

※時間外加算

利用時間が、午前６時から午前８時まで及び午後６時から午後１０時までの間は上記に１．２５を、午後１０時から午前６時までの間は上記に１．５を乗じて得た額とする。

移動支援事業 Q & A

No.	項 目	質 問	回 答
1	事業内容	通学・通所には移動支援事業を利用できないですか。	移動支援事業の利用目的は、社会生活上必要不可欠な理由および余暇活動等社会参加のための外出であるため、原則通学・通所等に係る外出、通年かつ長期にわたる外出については認められません。
2	事業内容	移動支援のみ利用をする場合、サービス等利用計画の作成は必要ですか。	サービス等利用計画の提出は不要です。ただし、短期入所等の障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）や障害児通所給付を同時に申請される方や、現在利用している方については、地域生活支援事業を利用していることを記載してください。
3	事業内容	移動支援で通院時の介助を行うことができますか。	障害支援区分取得までに必要性が認められた場合、移動支援での通院介助は利用できます。ただし、居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険サービスを優先して利用することになりますので、障害支援区分がない方に関してはまず区分の取得申請を案内してください。
4	事業内容	行動援護、同行援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援を利用している場合にも、移動支援を利用することはできますか。	介護給付費を優先するため、利用できません。
5	事業内容	市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。	市外への利用も認められます。
6	事業内容	グループホーム入居者は移動支援を利用することはできますか。	利用することはできます。
7	事業内容	自宅以外が起点・終点になる場合は利用できますか。	利用できます。 （例）外出先から外出先への移動 最寄駅からの出発 等
8	事業内容	学校行事（遠足・社会見学）や事業所の活動で、移動支援を利用することはできますか。	主催者（学校・事業所等）が対応すべきものであるため、移動支援の利用は認められません。

9	事業内容	入院中に利用することはできますか。	原則、利用はできません。 ただし、入退院の際や、一時帰宅の際は利用することができます。
10	請求	移動支援の算定方法を教えてください。	15分未満の場合は0分、15分以上30分未満の場合は30分として算定してください。 (例) ①13:00~14:15(1時間15分)の提供時間 →「1時間を超え1.5時間以下」の単価で請求してください。 ②13:00~14:14(1時間14分)の提供時間 ⇒「0.5時間を超え1時間以下」の単位で請求してください。
11	請求	月々の請求はどのように行いますか。	下記書類を提供月の翌月10日(10日が休日の場合は前の開庁日)までにあま市障がい福祉課にご提出ください。 ① 移動支援事業請求書 ② 移動支援事業明細書 ③ 実績記録票 その後、請求書を提出していただいた月の翌月第2金曜日(金曜日が祝日の場合は翌開庁日)に、所定の口座へ振り込みます。
12	請求	ヘルパーと一緒に食事する間は、算定することができますか。	ヘルパーと一緒に食事をしている時間は、移動支援は認められません。
13	請求	観劇、映画、コンサート等の入場料は利用者に請求できますか。	場内での支援の必要がある場合の入場料は利用者負担となります。
14	請求	映画等上映中にヘルパーが同席する場合は、その時間も算定に含むことはできますか。	映画等の上映中にヘルパーが同席する場合は、支援を行っているとは認められないため、原則算定できません。 ただし、障がい者(児)の座位が不安定であり、椅子から落ちる等の危険性がある場合や頻繁にトイレに行く等で介護する必要がある場合には、算定を認めることがあります。
15	請求	キャンセル料を請求することはできませんか。	市への請求はできません。

		すか。	ただし、契約時に事業所と利用者の間で、取り決めをした上で、一定のキャンセル料を本人に請求することは可能です。（キャンセル料については、事業所で取り決めてください。）
16	請求	同日中に複数回利用した場合、どのように算定しますか。	同日に移動支援を複数回算定する場合は、概ね2時間以上の間隔を空けてそれぞれの提供時間で算定してください。また、間隔が2時間を満たない場合は、連続した移動支援として算定してください。